

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
内共第一号	第5種共同漁業 うなぎ漁業 ふない こい はえ あゆ えのほ もくずがに(つがに) すっぽん	1月1日から12月31日まで // // // // // // //	大分県及び福岡県内における山国川水系の本流、支流及び派流	基点第1号と基点第31号とを結んだ線から上流の山国川本流、支流及び派流の流域であつて次の(1)、(2)及び(3)の区域を除く流域	基点第1号 大分県中津市山国橋右岸下流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	中津市並びに福岡県築上郡吉富町及び上毛町	大分県中津市本耶馬溪町樋田91-5 山国川漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第一号
				区域	基点第31号 福岡県築上郡吉富町山国橋左岸下流端						
				(1) 基点第40号と基点第41号とを結んだ線及び基点第42号と基点第43号とを結んだ線とに挟まれた区域	基点第2号 福岡県築上郡上毛町大字垂水字中川原の国土交通省の設置した三角塔(友枝川左岸)						
				(2) 友枝川にあつては、基点第2号と基点第3号とを結んだ線から上流の区域	基点第3号 福岡県築上郡上毛町大字垂水字貴船土居の福岡県の設置した石標(友枝川右岸)						
				(3) 基点第44号と基点第45号とを結んだ線及び基点第46号と基点第47号とを結んだ線とに挟まれた区域	基点第40号 中津市耶馬溪町大字柿坂字河平1800番地の5の標柱						
					基点第41号 中津市耶馬溪町大字大島字先高平2324番地の3の標柱						
					基点第42号 中津市耶馬溪町大字柿坂字井手の元763番地の4の標柱						
					基点第43号 中津市耶馬溪町大字大島字先柏原2291番地の標柱						
					基点第44号 山国川右岸における平成大堰から160m下流の標柱						
					基点第45号 山国川左岸における平成大堰から160m下流の標柱						
	基点第46号 山国川右岸における平成大堰から180m上流の標柱										
	基点第47号 山国川左岸における平成大堰から180m上流の標柱										

注1 はえとは、おいかわとかわむつを総称している。また、えのほとは、やまめとあまごを総称している。

注2 角度の表示はすべて真方位とする。

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
内共第二号	第1種共同漁業 あおのり漁業	1月1日から12月31日まで	駅館川水系の本流、支流及び派流の流域	基点第4号と基点第28号とを結んだ線から上流の駅館川本流、支流及び派流の流域であつて、次の区域を除く。 区域 基点第48号と基点第49号を結んだ線から上流の区域	基点第4号 宇佐市貴船町小松橋左岸下流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やな 漁業 2統 3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	宇佐市、別府市大字天間、由布市湯布院町塚原、杵築市山香町大字山浦及び玖珠郡玖珠町大字日出生字川底	大分県宇佐市安心院町木裳628番地 宇佐山郷淡水漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	
	おごのき	11月1日から12月31日まで			基点第28号 宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端						
	かじみ	11月1日から12月31日まで			基点第48号 宇佐市院内町香下字妙見223番地の標識(妙見川と恵良川の合流点における妙見川右岸の標識)						
	第5種共同漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで			基点第49号 宇佐市院内町香下字妙見194番地の1の標識(妙見川と恵良川の合流点における妙見川左岸の標識)						
	ふな	11月1日から12月31日まで									
	こい	11月1日から12月31日まで									
	はえ	11月1日から12月31日まで									
	あゆ	11月1日から12月31日まで									
	えの	11月1日から12月31日まで									
	もくずがに(つがに)	11月1日から12月31日まで									
	すっぽん	11月1日から12月31日まで									

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
内共第三号	第1種共同漁業 あおのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで	大野川水系の本流、支流及び派流並びに乙津川水系の本流、支流及び派流	基点第5号とイを結んだ線から上流の大野川本流、支流及び派流の大分県内流域並びに基点第6号と基点第30号とを結んだ線から上流の乙津川本流、支流及び派流の流域	基点第5号	大分市大字三佐家島泊地北側突堤の標柱	イ 基点第5号から90度の線と対岸との交点	大分市鶴崎地区(次の大字の区域 東鶴崎、西鶴崎、中鶴崎、南鶴崎、山津、小池原、皆春、猪野、鶴崎、森、森町、小中島、徳島、葛木、横尾、常行、関園、鶴瀬、家島、三佐、海原、中ノ洲、南、下徳丸、丸亀、種具、迫、乙津、乙津港町、三川上、一ノ洲、宮河内、毛井及び松岡)、大南地区(次の大字の区域 下戸次、中戸次、上戸次、下判田、中判田、上判田、竹中、端登、河原内、安藤、辻、杉原、奥、月形、吉野原、志津留、萩尾、宮尾及び福良)、豊後大野市、白杵市野津町及び竹田市(直入町を除く。)	大分県豊後大野市大飼町久原686-10 大野川漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第三号
	あさじみ	1月1日から12月31日まで			基点第6号	大分市大字三佐海原橋右岸下流端					
	第5種共同漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで			基点第30号	大分市大字三佐海原橋左岸下流端					
	ふこない	〃									
	はかせぎ	〃									
	あのは	〃									
	もくずがに(つがに)	〃									
	すっぽん	〃									

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
内共第四号	第1種共同漁業 しじみ漁業 第5種共同漁業 うなぎ漁業 はえゆ あゆ えのは もくずがに(つがに)	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで " " " "	番匠川水系の本流、支流及び派流。ただし、堅田川及び木立川の本流、支流及び派流を除く。	基点第7号と基点第8号とを結んだ線及び基点第9号と基点第10号とを結んだ線から上流の番匠川本流、支流及び派流の流域	基点第7号 佐伯市池船橋左岸上流端 基点第8号 佐伯市池船橋右岸上流端 基点第9号 佐伯市佐伯大橋左岸上流端 基点第10号 佐伯市佐伯大橋右岸上流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やな 漁業 3統 3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	佐伯市1番地から1800番地まで、大字上岡、大字稲垣、大字鶴望並びに同市弥生、本匠及び直川	大分県佐伯市弥生大字山梨子862番地番匠川漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第四号
内共第五号	第1種共同漁業 あおのり漁業 かじみ 第5種共同漁業 うなぎ漁業 あゆ えのは もくずがに(つがに)	10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで " 1月1日から12月31日まで " " "	番匠川水系の堅田川及び木立川の本流、支流及び派流	基点第11号と基点第29号とを結んだ線から上流の堅田川及び木立川の本流、支流及び派流の流域	基点第11号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋右岸上流端 基点第29号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋左岸上流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	佐伯市大字長谷、大字池田、大字堅田、大字長良、大字青山及び大字木立	大分県佐伯市大字青山5646番地堅田川漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第五号
内共第六号	第5種共同漁業 うなぎ漁業 こい はえゆ あゆ えのは すっぽん	1月1日から12月31日まで " " " " "	筑後川水系玖珠川の本流、支流及び派流	基点第12号とイトを結んだ線から上流の玖珠川本流、支流及び派流の流域。ただし、玖珠郡九重町大字松木字王向の井堰から上流の区域を除く。	基点第12号 日田市天瀬町赤岩字池の釣1548番地の7の標識 基点第12号から0度の線と対岸との交点		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	玖珠郡玖珠町及び九重町	大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1玖珠郡漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第六号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
内共第七号	第5種共同漁業 うなぎ漁業 ふない こはい はえい うぐい わかさぎ あゆ えのほん すっぽん	1月1日から12月31日まで // // // // // // // //	筑後川(三隈川)水系の本流、支流及び派流	1 夜明けダム堰堤から上流の筑後川(三隈川)本流、支流及び派流の流域。ただし、ロとハとを結んだ線から上流、基点第13号と基点第32号とを結んだ線から上流及び基点第12号とイとを結んだ線から上流の区域を除く。	基点第 12 号 日田市天瀬町赤岩字池の釣1548番地の7の標識	イ 基点第12号から0度の線と対岸との交点	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 うなぎ漁業 3統 やなぎ 1 "	日田市(中津江村及び上津江町を除く。)	大分県日田市大字高瀬字小シマ1166-3 日田漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第七号	
					基点第 13 号 日田市天瀬町出口字井川3783番地の5の標柱	ロ 基点第35号から100メートル下流の点						
					基点第 32 号 熊本県小国町黒淵字芋生野5359番地の1の標柱	ハ 基点第36号から100メートル下流の点						
					基点第 35 号 筑後川(三隈川)左岸における下釜ダム副ダムの下流端							
					2 境谷川の筑後川合流点から上流域	基点第 36 号 筑後川(三隈川)右岸における下釜ダム副ダムの下流端						
					3 山の神川の筑後川合流点から上流域							

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
内共第八号	第1種共同漁業 あおのり漁業 しじみ〃 第5種共同漁業 うなぎ漁業 ふなゐ〃 こゐ〃 はえ〃 わかさぎ〃 あえのゆ〃 えのは〃 もくずがに(つがに)〃	11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	大分川水系の本流、支流及び派流。ただし、裏川を除く。	基点第15号と基点第34号とを結んだ線及び大分市大字下郡裏川水門から上流の大分川本流、支流及び派流の流域	基点第 15 号 大分市大字今津留舞鶴橋右岸下流端 基点第 34 号 大分市舞鶴町舞鶴橋左岸下流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やなぎ漁業 3統 建網 〃 4〃 (1統は75メートル以内とする。) 3 建網漁業は、5月1日から翌年2月末日までの間操業してはならない。 4 やなぎ漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	大分市(佐賀関、鶴崎、大分、坂ノ市及び大南地区を除く。)、別府市(内成、東山及び山の口地区に限る。)、由布市、竹田市直入町及び久住町(仏原、栢木及び有氏地区に限る。)、及び豊後大野市朝地町(梨子地区に限る。)	大分県大分市大字田原字下川原451番地9 大分川漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第八号	
	第5種共同漁業 うなぎ漁業 こゐ〃 あゆ〃 もくずがに(つがに)〃 すっぽん〃	1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃	桂川水系の本流、支流及び派流	基点第17号と基点第18号とを結んだ線から上流の桂川本流、支流及び派流の流域	基点第 17 号 豊後高田市桂橋南東端の橋脚 基点第 18 号 豊後高田市桂小橋北東端の橋脚		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やなぎ漁業 8統 3 やなぎ漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	豊後高田市(中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土、白野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。)、及び杵築市大田	大分県豊後高田市大字池部2番地 桂川漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで		内共第九号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
内共第十号	第5種共同漁業 うなぎ漁業 ふなえ わかさぎ あゆ えのほ もくずがに(つがに)	1月1日から12月31日まで // // // // // //	北川水系の大分県内本流、支流及び派流	基点第19号、基点第20号及び基点第21号を通る大分県と宮崎県の境界線から上流の北川本流、支流及び派流の流域	基点第19号 佐伯市宇目大字南田原字小日平(大宮橋の北の大分県と宮崎県との境界) 基点第20号 佐伯市宇目大字大平字エコソ(切込大橋の南の大分県と宮崎県との境界) 基点第21号 佐伯市宇目大字南田原字小日平2289番地の4地先(大分県と宮崎県との境界)		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	佐伯市宇目	大分県佐伯市宇目大字千束1075番地宇目町漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第十号
内共第十一号	第1種共同漁業 しじみ漁業 第5種共同漁業 うなぎ漁業 ふなえ はえ あゆ もくずがに(つがに) すっぽん	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで // // // // // //	臼杵市内の臼杵川水系並びに末広川水系の本流、支流及び派流	1 基点第22号と基点第23号とを結んだ線から上流の臼杵市内の臼杵川本流、支流及び派流の流域 2 基点第24号と基点第25号とを結んだ線から上流における臼杵市内の末広川本流、支流及び派流の流域	基点第22号 臼杵市大字市浜万里橋左岸上流端 基点第23号 臼杵市大字福良万里橋右岸上流端 基点第24号 臼杵市大字江無田江無田橋左岸下流端 基点第25号 臼杵市大字江無田江無田橋右岸下流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	臼杵市	大分県臼杵市大字望月2の636番地の1臼杵河川漁業協同組合	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	内共第十一号

